

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 事業政策課	電話番号:03-5253-5978	e-mail: denwamou-ikou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成30年 3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</b>          現行法においては、電気通信事業者(以下「事業者」という。)が電気通信番号(以下「番号」という。)を総務省令で定める基準(以下「番号基準」という。)に適合するようにしなければならない義務が課されているものの、国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の使用及び管理の適正性を確保するための規定がない<sup>※1</sup>ところ、以下のような状況にある。</p> <p>※1 現在は実施省令(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号))に基づき番号の指定を行っている。</p> <p>① モバイル化やIoT化の進展により番号のニーズが高まり、逼迫する一方、総務省から番号の指定<sup>※1</sup>を受けた事業者において未使用の番号が多く存在している。例えば、携帯電話・PHSの090/080/070番号や、着信課金サービスに用いられる0120番号は、番号の指定率がいずれも90%を上回っているものの、事業者による使用率は高くない状況にある。このように番号の指定率と使用率との間に乖離が生じている状況をベースラインとする。</p> <p>② 現在は、各事業者の電話の発着信はNTTの交換機を経由して行われているため、固定電話の番号(0AB～J番号)の管理はNTTの交換機に依存しており、固定電話の番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)はNTT東西のメタル電話から他事業者への片方向のみとなっている。固定電話網のIP網移行に伴い、NTTの交換機に依存した番号管理から、全ての事業者が番号管理に責任を負う仕組みへの転換(番号ポータビリティの双方向化を含む。)を図る必要があるとともに、番号ポータビリティが実現していない番号の割合が増加傾向にある<sup>※2</sup>状況が生じている。          このような状況に対応せず、IP網に対応した番号の適正な使用及び管理が行われない状況をベースラインとする。</p> <p>※2 0AB～J番号を用いた固定電話で「番号ポータビリティ」が実現していない番号数(997万)が全番号数(6,243万)にしめる割合(16%)がIP化の進展等により近年増加傾向にあり、今後IP網移行が進むと更なる増加が見込まれる。</p> <p><b>【課題及び課題の発生原因】</b></p> <p>① 番号の逼迫や未使用が課題となっている中、現行制度上、国から指定を受けた番号の返還は事業者が任意で行う仕組みとなっているため実効性に課題があり(例えば携帯電話番号及び着信課金番号については過去3年間返還の実績がない)、長期間未使用となっている番号の国への返還を求めそれを再配分することができない状況にある。</p> <p>② 固定電話のIP網移行により、NTTの交換機が廃止されると、今後は全ての事業者<sup>※1</sup>において番号データベースを構築して番号管理を確実に実施する必要があり、固定電話についても、携帯電話と同様に、「双方向番号ポータビリティ」を実施することが求められているところ、これらを各事業者による自主的な取組のみに委ねると、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方向番号ポータビリティの円滑な実施が実現しない可能性があり<sup>※2</sup>、IP網への円滑な移行及び必要な競争環境や利用者利便を確保できなくなることが懸念される。</p> <p>※1 0AB～J番号の指定を受けている固定電話事業者は22者(平成29年12月現在)。          ※2 これまで総務省の審議会答申(「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月情報通信審議会))等により固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の早期実施が求められながら、長年実現しなかった経緯がある。</p> <p><b>【規制の内容】</b>          こうした状況を踏まえ、総務省の審議会答申<sup>※3</sup>において、番号の公平かつ効率的な使用や再配分を可能とし、全ての事業者にIP網に対応した番号管理の実施を義務付けるための制度整備が必要と提言されたことを踏まえ、今回の法改正により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務大臣が、番号ごとの使用条件(双方向番号ポータビリティの実施、番号の使用期限等)や指定可能な番号数等の基本的事項を定める電気通信番号計画(以下「番号計画」という。)を策定・公表する</li> <li>・ 事業者は番号計画に基づき、電気通信番号使用計画(以下「使用計画」という。)を作成して申請を行い、使用計画の認定及び番号の指定を受ける</li> <li>・ 事業者が番号の使用条件に反した際の是正命令や指定の取消しを通じて、制度の実効性を確保する</li> </ul> <p>等のための規定(以下、「本件規制」という)を整備する必要がある。</p> <p>※3 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)</p>		
規制の費用	<p>(遵守費用) 事業者による使用計画の作成及び認定申請については、現行制度においても事業者は番号の指定の申請を行い、総務大臣から番号の指定を受ける手続が規定されていることから、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。          また、事業者における番号データベースの計画的な構築と固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実施は、事業者がIP網移行後も事業を継続するために必要とされるものであり、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。</p> <p>(行政費用) 総務大臣による番号計画の策定・公表及び使用計画の認定については、本件規制の導入による追加費用は限定的であると考えられる。          なお、現行制度においても、総務大臣による番号基準の策定及び番号の指定手続(事業者からの申請内容の確認や番号の指定等)が規定されている</p>		

<p>規制の効果(便益)</p> <p>(直接的効果(便益))</p> <p>(副次的・波及的な影響)</p>	<p>本件規制の導入により、モバイル化やIoT化による番号の逼迫に対応した未使用番号の返還や公平・効率的な再配分、固定電話網のIP網移行や双方向番号ポータビリティに対応した番号管理を確保することが可能となる。</p> <p>これらにより、</p> <p>① 番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ番号の「桁増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながる、</p> <p>② IP網移行後において、固定電話の電話番号を変更したくないニーズに応えることによる利用者利便の確保や電話サービスの安定的・継続的な提供の確保につながる、</p> <p>といった効果(便益)が利用者に生じる。</p> <p>双方向番号ポータビリティの実施により、利用者が事業者を変更するインセンティブを生み、流動性を高めることにつながり、結果として事業者間競争が促進され、多様なサービスが利用者に提供されるという影響が生じる。</p>
<p>費用と効果(便益)の関係</p>	<p>上記のとおり、本件規制の導入による追加費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入されれば、モバイル化やIoT化による番号の逼迫に対応した未使用番号の返還や公平・効率的な再配分、IP網移行や双方向番号ポータビリティに対応した番号管理を確保することが可能となり、</p> <p>① 番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ番号の「桁増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながる、</p> <p>② IP網移行後において、電話番号を変更したくないニーズに応えることによる利用者利便の確保や電話サービスの安定的・継続的な提供の確保につながる、</p> <p>といった効果(便益)が利用者に生じる。</p> <p>以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。</p>
<p>その他関連事項</p>	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>番号の効率的な使用等が実現しているかを評価するため、事業者による番号の使用及び管理の具体的な状況(番号の指定率と使用率との乖離状況等を含む。)を確認する。</p>